

県南広域振興局長告示第122号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成29年県南広域振興局長告示第135号）で告示した奥州市衣川区豊巻土屋特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成30年10月26日

県南広域振興局長 細川 倫史

変更後の奥州市衣川区豊巻土屋特定猟具使用禁止区域の区域

奥州市内の主要地方道花巻平泉線と主要地方道栗駒平泉線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻平泉線を南東に進み市道大西岩の上線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道衣川橋六道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道土屋線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み、同市道の終点と市道夏秋線を直線で結び同市道を北東に進み市道大西岩の上線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道栗駒平泉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域